

昭和二十七年五月二十二日(木曜日)

出席委員

空賀長
佐藤重遠君

理學三宅 貞義君 理學内藤 朶明君
理學松尾トシ子君

有田二郎君 島村一郎君
苦米地英俊君 夏堀源三郎君

宮崎 靖君 早稻田 橋右衛門君
高田 富之君 深澤 義守君

久保田鶴松君 中野一四郎君

大藏事務官(日本)
専壳公社監理官
久米 武文君

岸本
智君
大蔵事務官(主
計局給與課長)

大藏事務官
理財局長 石田正君

大蔵事務官銀
行局銀行課長
六月
高君

大蔵事務官(理財局総務課長) 宮川新一郎君

大藏事務官(理
財局管理課長) 橫山 正臣君

専門員 椎木文也君
専門員 黒田久太君

月二十二日

理事奥村又十郎君の補欠として三宅則義君が理事に当選した。

日の会議に付した事件

長期信用銀行法案（内閣提出第一一四五号）

明治二十二年六月四日

第一類第六号 大藏委員會議錄第七十三号 昭和二十七年五月二十二日

(内閣提出第一四三号) 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律案
(内閣提出第一九〇号) 昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律の特例に関する法律案(内閣提出第一九七号)
接收貴金属等の數量等の報告に関する法律案(内閣提出第一三一號)
貴金属管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)(參議院送付)
○佐藤委員長 これより会議を開きます。
議案の審査に入ります前にちょっとお詫びいたします。それは理事補欠選任に関する件についてであります。理事奥村又十郎君が請暇のため理事を静任せられましたので、これを許可し、その補欠として三宅則義君を理事に指名いたしたいと存じますが、この点御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○佐藤委員長 御異議ないようありますから、三宅則義君を理事に指名いたします。

退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案、接收貿易等の数量等の報告に関する法律案の六法案を一括議題といたします。

質疑に入ります前に、政府当局より国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案について、内容説明のため発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。説明員、理財局総務課長宮川新一郎君。

○宮川説明員 法律案の内容の御説明の前に、簡単に加盟いたします経緯について申し上げます。

昨年八月九日加盟の申請をいたしましたして、八月三十日基金及び銀行におきまして理事会に日本の加入申請を付議いたしました。九月十八日基金に日本の加盟を検討するため委員会が設立されました。本年一月二十三日委員会といたしまして日本との割当額二億五千万ドル、金庫額六千二百五十万ドルと一応内定をいたされまして、委員長よりこの旨内示がありました。政府といたしましてはこの条件を検討いたしました結果、四月十八日右の條件で加盟することを閣議決定いたしまして、四月二十三日ワシントン在外事務所から、基金委員会に右の趣旨を伝達いたしました。ただいま基金の理事会においてこの加入條件で決定されまして、各国の表决を求めている段階にござります。

次に法律案の内容につきまして簡單

に従説明申し上げます。この法律案を
制定の目的は、わが国が基金協定及び
銀行協定へ加盟するに伴いまして、出
資の拂込みその他各種の義務を履行す
ることになるのであります。そのうち國内
に法的措置を講ずる必要があるものにつきま
して、所要の規定を設けまして、協定の円滑なる履行を確保
することを目的としたものであります。
次に内容でございますが、まず第一
に第二條に規定いたしておりますとこ
ろの出資額の点であります。わが国は國
基に總額二億五千万ドル、邦貨に換
算いたしまして九百億円、銀行に対し
まして同じく二億五千万ドル、邦貨に
換算いたしまして九百億円を、それぞれ
れ出資することといたしたわけであります。
この割当額によりますと、わが
国は出資額におきまして、加盟国五十五
箇國中第八番目となる見込みでござ
ります。
第二に出資の方法でございます。
の点は第三條に規定いたしているところ
であります。第一に國際通貨基
金に対しましては、支拂い方法は次の
二つの部分にわかれます。第一に割当
額二億五千万ドルの二五%に當る六千
二百五十万ドル相当分、これは邦貨に
換算いたしまして二百二十五億円相当
に相なります。この分は金で加入
前に支拂うことになります。次に残額七
十五%に當る一億八千七百五十五億
万ドル相当額、邦貨に換算いたしま
して六百七十五億円相当は、円で加
入して

支拂う部分のうち、田貨でキャッシュで支拂いを要しますのは、割当額二億五千万ドルのほぼ一%に当る十億八千万円でございまして、残りは政府の発行する無利子かつ譲渡禁止の一覧表の証券で出資いたしております。

第二に国際復興開発銀行に対しましては、その拠込み方法は基金の場合と異なりまして、三つの部分にわかれますが、第一に総額二億五千万ドルの二%に当る五百万ドル相当額、邦貨に換算いたしまして十八億円は、金まぐでは米ドルで加入前に支拂うものであります。次に総額の一八%に当る四千五百万ドル相当額、百六十二億円相当であります。この分は円で同じく加入前に支拂うものであります。この場合円で現金で支拂いを要しますのは、この四千五百万ドルの一%に当ります。最後に総額の一億六千二百万円であります。残額は基金の場合と同様の一覧表の証券で出資いたすわけであります。最後に総額の八〇%に当る額は、加入後銀行から催告のありましたときに、金をかねは米ドルその他の通貨で支拂うものであります。

次にさきの国会におきまして御協賛を経ました予算措置と出資額の関係について、御説明申し上げます。本加入に伴う予算措置につきましては、昭和二十六年度補正予算におきまして二百億円を計上落みでございます。二百億円の使用区分につきましては、まず外為会計保有のドル五千万

ドルを買いました。うち五百万ドルはドルで復興開発銀行の出資に充て、残額四千五百万ドルで金地金をアメリカで購入しまして、国際通貨基金の出資に充てるものであります。次に金または米ドルで出資を要しますが、これは日本銀六トンに相なりますが、これは日本銀行保有金から買い入れるための規定を行保有金から買い引きました一千七百五十万ドルに相当する金、約一五・六トンに相なりますが、これは日本銀行に対しまして一億六千八千万円、銀行に対しまして一億六千二百万円を円貨で支拂う。残額約七億四百万円は金地金の輸送費、改鑄費その他の諸経費に充てる見込みであります。

次に右のうち日本銀行の所有金地金を買入れまして、これを基金に対しまして金による出資の一部に充てるのは、財政の現状にかんがみまして、二百億円の予算の範囲内で出資を完了することが適当と認めたことによるものであります。その買入れ価格は、現在の日本銀行の帳簿価格二百九十三・リダラムにつき一円、一グラム当たり三円四十五銭で買入れることを規定いたしましたのであります。なおこの買入れ価格と、現在政府が貴金属特別会計で金地金を買入れる場合の価格、すなわち一グラムにつきまして四百一円との差額につきましては、別に法律でその処理を定めることにいたしてあるのであります。

本邦通貨で出資を要する金額のうち、ただちに本邦通貨をもつて拂い込む額を差引きました差額に相当する部分、すなわち基金に対しまして六百六十四億二千万円、銀行に対しまして百六十億三千八百八百万円、合計八百二十四億五千八百万円は、基金協定第三條第五項及び銀行協定第五條第十二項によります。この国債は無利子でございまして、日本銀行が政府の命令で買い取るのはかねることにいたし、これに必要な国債を発行することにいたしたのであります。次に第六條以下におきまして、国債の償還について規定いたしておるのでござります。第一に基金及び銀行に出資にかえて交付した国債は、要求拂い譲渡を禁止いたしたものであります。

から産金政策のよななことを聞きまし
た。こまかることは事務当局から伺う
ということになりましたので、これら
とあわせてただいま御説明いただきま
した国際通貨基金に関する問題を、
二、三お尋ねしてみたいと思います。
ただいま総務課長から御説明を聞い
たのであります。そこでこういう問題につ
きましては、戦争前の長い年数のたち
ました前に経験したことあります。また
し、読んだことも忘れてはいます。また
考え方も少しあはわつておるであります
しよう。そこで愚間に類することもある
うかと思いますが、わからないところ
は適切にひとつ御説明をいただきた
いと思うのであります。

いたしますと、産金の価格というものは、大蔵大臣が申しますような、国際通貨基金へ加入の関係とか、どうことは、一つの言い訳的な言葉であります。あるいは他の物価との関係も見合いまして、適当な価格を設定すべきであると思う。この点につきまして大蔵大臣がお答えになりましたのは、せいや、通常の為替レートに基く換算円から、二〇%ないし二五%程度の幅を持たせておくべきであるという御答弁であります。そこでさらにお尋ねいたしまして、そういう言葉を率直にいえば、現在四百一円――昨日は四百五円という言葉を使いましたが、四百五円以上五百円よりもあまり高くないという程度に価格をきめるつもりかどうかと聞きましたら、まあその通りであるということでありました。これでは私どもは二人で話をつた腹の中ではよくわかるのであります。一般的にはわかりにくい。しかも現在におきましては、金鉱山の連中もなかなかこの問題に関心を持つておるのであります。が、今度の新しい金管理法によつて施行いたしました場合においては、いかなる価格で実際お買上げになるつもりか、その点をひとつ御説明願いたい。

旨は、加盟国が金を売つてよその国の通貨を取得するという場合には、あらかじめ基金を通じてやつてもらいたい、これが原則としてあります。これに関連して、そういうことになるたけしてもらいたいのだが、しかし今おあげになりましたようなことで、そういう規則があるからといって、新しい産金が市場に出ることを妨げる意図はないのだ、こうしたことでございます。そこで段階の問題はまた別にございまして、これは第四條の第二項に、「平価を基礎とする金の買入れ」という條項がございまして、ここで、金は加盟国における金の取引のために平価の上下マージンを定めまして、それを越えるような価格で金を買つたり、またはマージンを差引きました未満の価格で金を売つてはならない。要するに國際通貨基金の定めるところの幅を越えて取引することはいけない、こういう規定がございまして、この規定によりますと、やはり平価を基礎といたしまして、そうして大体一%範囲内でやらなければいけない、こういう規定があるわけです。この規定がございまるために、加盟国といたしましては、基金の取引価格につきまして制限を受けたおつたわけであります。ところが昨年の九月でござりまするが、國際通貨基金が、これは通貨用の目的のためのものを主としてあれするのであって、産業用に使います金については、違つた価格でやつても認定違反にはならないのだ、という解釈を下したわけでございます。それによりまして、ほかの国でも産業用の金につきましては、平価とは違つた価格でやることを行つておる国があるわけでございます。そと

で日本は、国際通貨基金の四條の二項に違反するような行為をいたしたならば、国際通貨基金に加入するに支障になるであろうというので、從来は四百円なり四百五円といふものを堅持しておつたわけでござります。ところがそういう解釈が下され、よその国でもそういうことに相なりましたので、まづよその国でもやつております。国際通貨基金から文句をつけられない範囲内においては、例外的な価格を認めるということが、産業金業の実態には適するであろうというので、今度の貴金属管理法の改正を御提案申し上げておる次第でございます。そこで、それでは産業用の金についてはこれは違った価格でやつてよろしいのだから、かつてなことをしてやつてよろしいかということに相なるわけであります。しかしこれは世界のよその国におきますところの状況といふもので、よく見なければならぬと思います。それから第二点といいたしましては、平価を離れてよろしいといひましても、それだからめちゃくちやんと離れる。五割も違うとか、倍するとかいうことは、これは相当ではないと思うのであります。そこで私のいうところは、日本の産業金業といふものが非常に経営が苦しいことは事実でありますので、よその国で行われているものよりもちょっと高い値段でやるというところに、大体の標準を置いてやつたらどうであるか、かように考えておるわけでありまして、そのところから昨日大臣が話した、五百円といふような数字が言われたと、いろいろなことに相なるわけであります。

○石田政府委員 私、先ほどの説明で
り御答弁ははつきりして來たのであります。私は今御説明のあつたように、
国際通貨基金協定第四條第二項の平価を基礎とする金の買入れ、平価の上下のマージンを定める、こういう條項において日本の実情に合せてみますと、これのみを当てはめるべきではない。もう少しこれに幅を持たせるべきである。先ほど申しました第六項のこの規定にあります産金に対する売買は、ある程度この協定に反するものではないといふ例外的な規定もある。それらを思い合せますと、金の価格といふものは、できる限り高いところに置いて、そろして産金を奨励する。将来あるいは金本位制が復活するといふようなことを期待することは、間違いであるかもしません。けれども日本が永久に管理通貨でなければならぬという理論はありません。やはり日本が国際的に、日本の通貨は硬貨であるとして、国際市場に登場することこそ望ましいわけでありますので、さうなりましづけがもし金で足りるといいたしますならば、協定に違反するとかあるいは国際信義にもとらない限度におきまして、ある程度産金奨励の意味の高価格政策と申しますが、そういうものをとるべきだと思います。私は五百円が限界だと端的に批評するではありませんが、もつと考慮して、日本の通貨制度をやがて安定、不動のものにするといふような立場から、もう少し進歩的な考え方を持つないものであるか。この点は御意見だけつこうでありますから、ちょっとと聞かしていただきたいと思います。

足りなかつたと感じました点をまず補足させていただきまして、それから今御質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、産業用の金について特例を認めるということになりましたが、これはある意味から申しますると暫定的な处置であります。あるいは状況によりまして連つた、また元の政策へもどることも予想せられる。これも考えておかなければならぬかと思います。それから、なぜそれでは例外的といながらそういう处置を認めたかという問題でございますが、これをあまりきゆうくなことをやつておると、金の生産が減るということにもなるであろうという点が配慮された。それからもう一つは、やみの金の価格とオフィシャルな価格といふものが非常に違つておる。それは望ましいことでもなるであろうという点が配慮された。それからもう一つは、やみの金の価格とオフィシャルな価格からなされかねること、産業用においては金のやみ価格が下る傾向もあるのではないか。それである意味から申しますと、そういうふうないろいろ／＼な配属からなされることがあります。そうしてまた実際のあれを見ますと、産業用の金について例外価格をとることを認めまして以来、産業用の金の価格は、一番初めから見ますと下つて來ている、こういう傾向にありますことは明らかでございます。もちろんその反面におきまして、産業用の金についてそういう特別な価格を設定することは、通貨準備としての金をやすり意味においていい効果があるであろ、こういちらうふうな見方も加わつておつたわけですから、さいまして、この点は、その国の通貨

どう徳意見をあらうかと思ひておきまつたのですが、右に行つて非常に管理を強化して、通貨的見地から強行いたしますと苦しいことになる。逆に今度は金についてははきめて自由に、輸出入までやつて行くというようなことで考えるのが、最も実際的であろうというのが、この法律案の今の段階であります。

うことも、せひやらなければならぬことだと思います以上、その準備といふ段階におきましては、過渡的にはあるいは略型見的措置であります。しかし金奨励の面に思いをいたしまして、ぜひ今後とも御考究いただきたいことをこの際お願ひいたします。

それで、あとは法律の小さな問題を一つ二つ伺いますが、こうなりますと、今度の金管理法の第十條で、金地金を政府が売りさばく価格はどうなるのでありますか。

○石田政府委員 この十條で申しますと、政府が金地金を売却する場合といいますのは、端的に申しますと産金業者にもどす場合でござります。これは今までの四百一円の値で買いましたのと、ほとんど違ないところのものを返す。そうすると、今度それを産業用に売ります場合に、産金業者の方がその差額を收得する。こういうことに相なるわけであります。これが十條の一一番最初にあります九條の二の第二項の規定による金地金を充却すること、それから今度は今申しましたようなく、あいに、売りもどしを受けましたところの金納入者が、その次の項にあります、加工用の金売りさばき業者、あるいは直接需要者に売ります場合の價段でございますが、この値段といふのは、今宮幡先生からお話をございましたような、慎重な考慮を加えた價段で売る、こういうことに相なります。おその場合におきまして、金納入者が直接需要者に売ります場合と、それから金納入者が需要者に近接しておりませんために、加工用の売りさばき業者があ

に売るという場合もあるのであります。そのあとの場合におきましては、金加工用の金売りさばき業者に、ある程度の手数料的なものをえなければならぬということであります。このマージンといふものは、できるだけ狭いところできめたいと考えておられます。

○宮崎委員 そこで改正後における売りもどしの価格、売りさばき業者への、あるいはもう一段階言えば、需要者への価格というようなものは、数字的にはきまつておらぬが、今御説明の段階において、元がきまればきまる、こういうことに考えてよろしいですか。

〔委員長退席、佐久間委員長代理着席〕

○石田政府委員 お説の通りでござります。

○宮崎委員 きのう資料につきまして、接收解除の金と大蔵省の発表に食い違いがあるという問題を、他の委員からお話をありました。これは確かにあります。あるべきものだと思っておりますが、あるいはなければならないで、理由をはつきりしたいと思いますので、資料を次長に要求しておきましたが、まだ御準備はできないでしようか。

○石田政府委員 この食い違いということが新聞に出でておりますが、その食い違いといふ新聞記事が出ましたのもとからお話を聞いていますので、資料を次長に要求しておきましたが、まだ御準備はできないでしようか。

ストが来たわけがあります。リストに従いまして出された資料で「の方が書いてある。二の方は、われくの手元にあります資料によりまして、政府と日本銀行の所有しておつた金の額をあげてあるわけあります。ところが、この一の数字におきましては、金と合金と銀と白金とダイヤモンドといふわけ方をいたしているわけであります。そこでその中の金だけとつて二の方の金と比較してみて、食い違いがあるではないかというお話なのであります。が、この合金といふのはいろいろな種類があるわけであります。金を主とするところの合金もございますし、それから銀を主とする合金もあり、白金を主とする合金もありますので、この合金の中には当然金を含んでいるわけであります。今お話をありましたのは、この合金の中で金の分量がどれだけあるか、こういうことを申し上げますれば一番はつきりする、こういうことではないかと思います。私たちの大体の計算では、これは金として特定されているものは百二十トンばかりであります。が、この合金の二十六トンといふ中には、大体金といたしまして八トンくらいはあるのではないかと思つております。そうしますと、これは百二十トンといふ字に相なるのであります。この数字と二の百八トンとを比べますと、受取つた金の方がこの調べより多い、こういう計算に相なるわけであります。しかしながら政府が持つておきました以外のものにおきまして、接収せられたものがどのくらいあるかということは、われくの方ではわからぬのであります。これは報告をと

りました結果、及びこの合意をさらにリファインいたしまして、金分と銀分と白金分とをわけてみた場合における実際の数字とを照し合せてみませんと、どういう食い違いがあるかということは言いがたいといふのが実情であります。

○宮幡委員 ただいまの問題は、他の委員から昨日御質疑はあつたのであります。私はあるべきが原則であるから、その説明のつく資料を出してもらいたいということでありまして、ただいま議論をうながすにあつて、ただいまの法律案の審議がかりに済んで、国会を通過いたしました後でもなければ、正確なところかもわからぬといふべきであります。しかるに他日だけこりであります。しかもこの法律案の審議がかりに済んで、国会を通過いたしました後でもなければ、正確なところかもわからぬといふべきであります。しかし、これもやむを得ませんので、これを條件といたるものであります。まあいろいろな意味におきまします。新聞の書き方もある程度のものであります。私の見た新聞ではそう刺激されませんでしたが、何かこう占領軍にこみやられたというような感じが強いと思いますので、こういう点は御如才もないであります。しかし、おもしろいと思つていただく方がよろしいと思うのであります。

三億くらいになる。この四十三億円はどうして拂い込むかという——わかり切つたことであります。そういう質問をいたしましたところ、ただいまのよう日に銀の手持ちの金を買い、その差金によつて拂い込む、そういうことであります。そういたしますと、これは今のお話では、二百億円予算にありますもので三円四十五銭の金を買つ。これはできる。買つて来たものは四百円に通用して行く。この会計は予算に何ら措置を加えないでできるのか。これは理財局に聞くのは無理かもしませんが、こういうことからとき／＼予算のめどをはずれて補正の必要があるという議論が生れて來るのであります。が、はつきりそういうことをしないでよいのか。差金でもうかつた分と二百億円の分とで、結局二百三十四億拂い込めばそれでよいのだ、予算の上ではそれでさしつかえないのだ、こういう考え方でよいのかどうか。

んどうかと思つております。ただそぞういう处置を考えます場合においても、この金といふものは接收されておるものであります。そういたしますと、これは例の数量等の報告に関する法案が出ておりますが、全部接收せられたものと残つておるものとの間ににおいて、差があるかないかという問題でござります。その場合に、少くなつておる場合と、多くなつておる場合があります。理論的にはこれは少くなつておる場合が多いのであります。こうじょうどうに私は考えるであります。そういうたまうと、問題が片つきません眼りは、日本銀行は接收せられたものが百八トンであるという帳簿がありまして、そのまま日本銀行に返つて来るかどうかといふことにつきましては、ほんかの接收されたものとの補衡も考え方でなければならぬ。そういう措置を講ずることとは今の段階ではできないといふことがございますので、これらの処置につきましてはあとで処理するよりいたしかがないのではないか、かように考えます。

うものは、どういうふうに処理されてもうかつた。それで拂い込んだのであるから、実際においては二百億しかなかった一般会計から支出されておらないけれども、われへんとしては、この国際連合の貨基金の拂込金の中ににおいては、含み資産的なものを持つておるといった場合に、政府としては黙つてよいものであるかどうか。これはきわめて俗っぽい話であります、が、そう言わないといふからぬのでありますから、そういうことでよいのかどうか。その差額ができるならば決算上難入というようになるのか。あるいはそういう手續をしないで、ただちに拂い込めば二百億円の予算でまかなない得るからよいのだ。あるいはその中にいらなくなつたものがあるれば不用額として決算するのか。こういうことは理財局に聞いても無理で、主計局でなければわからぬ。この構想と、いうものはすべて何が想定した、描かれておいていたかないと、私が今言つた接收された金屬は日本銀行へ返却してみなければわからぬ。この構想と、予算と決算との間のつながりといふものに決してスムーズな形は残らぬと思います。そこでこういうようになれば、これがはつきりするのだといふことを知りたいのですが、ここでお答えをいただくことが無理でありますから、あるいは私の説明が足らなければ、なお繰譲的にお伺いしてもよいと思いますが、どうしてそういう運用をするのか。今後も他の問題でそちらから、あるいは私の説明が足らなかつたことがあらうと思いますが、國有化

財産の問題についてもいろいろな問題が起ると思います。自然にこれだけのもうけがあつたので、難入として処理する。こういうことになつて当然国際通貨基金に加入すべき予算は二百億、そうして三百三十四億しか出ない。出すとすればその財源はもうかつたものの難入との見合いによる予算の補正ですか。なか／＼愚問のようですが、予算と決算の関係をつなぐ一つの国会法の規定における觀念としては、この点はぜひ明らかにしなければならないと思つております。そういう意味で言葉の言いまわしは悪いのであります。が、それをはつきりしておいていた方がきたい。二百億円が三百三十四億に適用する、こうしたことが財政上どうして処理されて行くか、こうしたことあります。

評議會益を國がとるということをいたなす場合に、どういうふうな形でとかいう問題との関連において、その措置がきります場合にはつきりする、かのように考へるわけでございます。

○宮樞委員 時間もありませんのでその点はまた他日もう少し研究してみたましい。事は簡単であります、まあ変わることを言ひようですが、參議院あたりへ行つて妙なりくつをつけられておはだ衆議院の面目に聞しますので、私はこの点をはつきりしておきたいのではありません。補正予算がどうこうといふのはだ衆議院の面目に聞しますので、いろいろこれはこじつけられる問題でありますから、この点はもう少しあります。つきりいたしたい。きょうは時間の關係もありますのでこの点は避けます。

そこで國際通貨基金協定の第一條の(i), (ii)を少しお尋ねしてみたい。第二條目的の(i)に「國際貿易の擴大及び經濟的のとれた増大を助長し、もつて經濟政策の第一義的目標たる全加盟国の貿易水準の雇用及び實質所得の促進及び持並びに生産資源の開発に寄與する」と。と書いてあります。これは先ほど私は總務課長の説明のときにお聞きつたのであります。これは実例的にどういうふうになつてゐるか。これにして御説明を願いたい。

○石田政府委員 これは國際通貨基金が、國際金融というものについて一つの理想的がある。その場合におきまして、要するに一九二〇年代の終り三〇年代におきますように、非常な世界的なデフレーションによつて世界の通貨は健全かもしけぬが、経済

うまく行かぬ。そういうふうな考え方でやつてはいけないのだ、という理想が、この第一條の(三)のところに出ておられます。しかしそれが実際問題としてどういうことになるのか、ということになります。では、これは同じ目的のところの(三)とか(四)とかいうようなところに書いてありますするところの問題、すなわち二国間取引とかなんとかいうようなきゆうくつなことをされない。なるだけ多角な決済方法を助長して行きたい。これはおそらくこの第二号の目的を達成するところの一つのさらに具体的な方法である、こういふうに言うことができるかと思います。それからまた為替資金がございませんために、たとえば輸入を制限する。こういうことに相なりますすると、輸出国としてはそれだけまた国内経済に影響を及ぼして来る。要するに信用問題等にも関連をして来る、こういうことがありますので、そういう場合におきまして為替が手に入るようにしてやる、こういふことがありますするならば、これは第二号の目的を達成いたします上の具体的な手段であらうと思います。その今申しました二つの具体的な問題の中で、前者の方は国際通貨基金はそういう気持で各國に勧告をし、そういう零細金をつくりて行くということだとさびます、が、あとの方の問題になりますと、これが国際通貨基金というもののファンクション、こう大きなことになるかと思うのであります。要するに各國の範囲なら、毎年必要とするところの通貨を、その自己通貨を対価として売る

というよりうな便宜を供與する。そういうところに最も具体的なる目的達成の、先ほどお話をありましたところの目的達成の策がある、かように考えておる次第であります。

○宮幡委員 その次の、目的の(iv)にあります「加盟国間の経常取引に関する多角的支拂制度」、この「多角的支拂制制度」というのは、今の御説明の中にも少々ありましたが、もし日本が加入いたしました場合に、現在において起るべき多角的な支拂い方式は、どういったものが実際に起るという御予想でありますか。

○石田政府委員 日本は多角的な決済制度がありますことが望ましいのであります。現実の問題といたしましては、なかなかむずかしいことは御承知の通りでございます。ヨーロッパにございましては支拂い同盟というのができまして、そうしてやつておりますことは御承知の通りであります。あれは多角的な決済であるということを言えると思います。ああいうふうな制度が世界的に行われるということはけつこんなことであらうと思いますが、遺憾ながらまだそういうところまで行つてゐらぬ。それから今協定のないようなことは大体ドルで決済をしておりますが、ドルで決済するということは、そういう国との通商協定がない場合には、多角的な決済をやつているということと言えるかと思います。それからボンド地域に關するところの多角的な決済制度である。制度自体としてはそういうことも言えるかと思うのであります。ボンド地域との関係は、おますが、これはあまり好ましからざる

のである。しかしそういうふうな現実はすでに進んでおるのでありますて、国際通貨基金に入つたから、特別な多角決済制度に日本が参加する見込みがあるかと、いうことになりますると、そういう直接的な結びつきはないと考えておる次第であります。

○宮澤義典 悩む時間がございませんから、あと一点だけお伺いいたしまして、あとは次の機会にいたします。協定の第四條の第五項「平価の変更」であります。もとと円の価値を上げて行かなければならぬということは、これは国民の漠然たる希望であります。希望でありますが、ところが基金に加盟いたした結果、この五項によりましてなかへ嚴重な制限があるわけでありまして、簡単にいえば平価の変更は容易でない、こういうようなことになると思われるのです。そして、日本が幸いにいたしました経済自立の段階が済みまして、国際的な信用も回復し、また実際的の価値の上昇ということになつて参りました場合に、平価を上げたいといふことが起つて来ることを私どもは期待しておるのですが、その場合には加盟国の賛成等、所要の手続を経ましていなければならぬといふ制約が当分しばらくの間は三百六十円で抑えられるものであるかどうか。当分しばらくの間は三百六十円で抑えられるのかどうか。その点をひとつ……。

○石田政府委員 これは規定の上と、それから国際通貨基金加盟における決済制度と、両方の面面とも

あらうかと思ひます。この**国際通貨基**金協定の思想といふものは、平価をやたらにかえるのは困る、こういふ思想が根本にござります。しかし同時に基礎的な不均衡というような抽象的な言葉も使つてござりますが、必要がありました場合には、軽微な程度、一〇%でございますが、その範囲内であるならば相談は受けるけれども、反対は大体しないといふのがこの規定の精神になつております。それから今お話をありますように、たとえば三百六十円を三百円にする、あるいは二百五十円にする、こうじうふうな場合でございますれば——この基金協定が特に神経質に考えておるのは、四百円になるとか五百円にするとかいう、そちらの方面について心配しておるわけでありますて、今のお話のような方の点については、これは理論的には同じ問題であります。それが、そういへば、国際通貨基金として反対すべきいわれもないと思ひます。それからまたその程度によりましては、先ほど申しましたようなど、一〇%の範囲内であるならば割合に楽に詰合いが進むのではないか、かように考へております。

○深澤委員 私は接收貴金属等の法案に関連して、少しくお聞きしたいのですあります。先般私が要求いたしました資料が出て参つたのであります、私が要求いたしました資料とは違つてあまりに簡単であります。提案理由の説明にもござりまするよに、政府及び日本の公約機関を初め、旧軍需会社等が保有していた金、白金あるいはダイヤモンド等を占領軍自体の手で接收しました。従つて日本政府へ引渡す場合には、何をどこから接收したという具体的な資料をつけて来るのが私は当然でありますし、また非常に緻密な仕事をやつております占領軍、特にアメリカ合衆国の人々は、そういうことは非常に得意であるとわれ／＼信じておるのであります。一体政府にこの引渡しをする場合に、そういう具体的なリストといふものは向うから来なかつたのかどうか。来なければ、政府は大蔵委員会に提出する資料は、この程度の簡単なものでよろしいという判断で出されたのか。その点ひとつ伺いたい。

たということを、大蔵省へ言つて来ておられる方がおるわけであります。それで受取りをもらつておるところよりなお話をあるわけであります。従いまして法案をいたしましては、そういうものがあるということを前提として書いておらなかつたのであります。従いまして正式な報告といふものは向うからもしていただいておりませんし、またこちらもとるという措置を法律上とつておらなかつたのであります。従いましてこれから報告をしていただいて、初めて実際受取つたものとつき合せをする。その結果において食い違いがあつたらどうするかということを、その段階において考えなければならぬ、かのように考えております。

○栗澤委員 接收されたものに返すという前提でありますから、接收した當時の事情といふものが明確にならなければ、これはうまく行かないと思は考える。従つて接收をした責任者である占領軍当局が、この具体的なリストを出すべきだが、それがないといふのはないと思う。そこでそれは現在は出す段階でないというのか、それとも全然わからなくていいのか。そういう点を日本政府の大蔵当局としては占領軍と折衝したのかどうか、その点をひとございまするので、どうもいたし方なつづき……。

○石田政府委員 私は事柄の筋道としてもそういう資料は当然あるべきであります、なればおかしいということで折衝いたしまして、要求をいたしたのでありますけれども、ないということでお話をあるわけであります。従いまして法案をいたしましては、そういうものがあるということを前提として書いておらなかつたのであります。従いまして正式な報告といふものは向うからもしていただいておりませんし、またこちらもとるという措置を法律上とつておらなかつたのであります。従いましてこれから報告をしていただいて、初めて実際受取つたものとつき合せをする。その結果において食い違いがあつたらどうするかということを、その段階において考えなければならぬ、かのように考えております。

がかつたのです。それからなおこの接收が行われました時期と申しますか、これは御承知の通りに米軍が進駐して参りました直後の、混乱期において行われたのが大部分でございます。そのときにおきまして、とにかく日本人の持つてある金銀を集めておけといふやうなことでありまして、その使い道とか処分の仕方とか、そういうふうなことはあまりはつきり考えずに行われたのではないかだろうか、かよう考えておる次第であります。

○栗澤委員 こつちは敗戦国でありますから混乱をいたしておりましたが、向うはとにかく日本を占領するということで計画を立てて來たのでありますから、少しも混乱はないと思う。従つて具体的にそういう資料というものはつくられておつたに違いないと思う。この点今の理財局長の答弁によりますと、全然ないということでござりますと、まことにわれへんにはその接收して管理して來た期間のやり方が、非常に疑惑に満ちるものになるという考え方を持つのであります。そこで昭和二十一年十月の一日に日本銀行の金庫を封鎖したということになつておるのであります、それが、その封鎖される當時に日本銀行の金庫内に貴金属關係のものがどのくらい存在しておつたかという、日本政府の資料というものはおありになりますかどうか、お伺いしたい。

○石田政府委員 日本国政府及び日本銀行が持つていてものにつきましては、資料があるわけでございます。その資料を統計してそのトータルがこうなるという数字を出して、そうしまして差上げました次第でございます。

○深澤委員 それは資料の第二が、つ

○石田 政府委員 さよやでございま
す。

○深澤 委員 そこでお伺いいたしたい
のは、そうすると結局民間その他から
接收したものは、まつたく資料なしに
今後整理されるということになるので
ありますか。一体整理の方針は、接收
をされた側からの報告を集めてやる以
外に結局ないというようなことに、大
藏当局は考えておられるのですか。

○石田 政府委員 遺憾ながら結論的に
申しまして、そういうふうな方向しか
ないと考えまして、この法案の御審議
をお願いしている次第であります。

○深澤 委員 最近の接收解除にあたり
まして、大藏当局はその現状を調査さ
れた、四月二十八日に調査されたとい
うことが報告されておるのであります
。それでは日本政府並びに日銀が持
つておつた資料に基く現物と、引渡さ
れた現物の間に何か変化が起つている
か。前に保有しておつたままその分だ
けは引渡されているのか。それとも内
容に何らかの変更が加えられておつた
かどうか。そういう点を確認せられた
かどうか。

○石田 政府委員 これは場所も違つて
おりまするし、それからいれものもなか
えております。従いまして原状通りで
ないということが言えます。私たちは
これは受取りましたけれども、しかし
受取つたものについて受取りは向うへ
出しておりますが、その受取りについ
ては一応そちらでこれだけあるという
から、これだけの受取りを出すので今
これから個数を勘定したり、日方をは

かり、純分検定いたしました結果違つて来るところがあり得る。そのときの数字になるであろう。その数量といふのはそちらの言つておるところの数量である。こういうふうに言つてわれくは受取つてゐるわけであります。

○深澤委員 日本銀行並びに政府が持つておつた資料は、その一々具体的な内容の形状並びに從来からの数量等が、おそらく明確になつておつたと思うのですが、そういう内容がはたして接收された當時と現在で変更があつたかどうか、そういう点を……。

○石田政府委員 完全に原状通りでないということは申し上げたのであります。が、なお具体的に申しますと金の製品のようなもの、こういうふうなものは向うが金のかたまりに鏡面してしまつております。そこで合金などが出て来るわけありますが、元の形でないというふうな分が相当多いと思います。

○深澤委員 そうすると接收された当時と接收を解除された現在とにおいては、その形状並びに重量あるいは地金あるいは合金というような形において、形状が変化されたという状態は全くない。何パーセント程度になつているか。そういう点がおわかりになりますか。

○石田政府委員 これはこれから調査にまつわけでありまして、これは紙原の上で申しますと金何トン、銀何トンと申しますと、個数から行きますと非常に大きなものでありますて、一々これの数量を調べてみたりするには相当時間がかかる。従いまして何パーセントト原状のまま、何パーセント原状のままでないかということは、その結果を

○深澤委員 政府並びに日銀の資料によりますと、白金並びにダイヤモンド等は存在しなかつた。ところが占領軍からの引渡しの現状から見ますると、ダイヤモンド並びに白金等があつたのであります。これはつまり占領軍が民間並びに軍需会社等から接収したものである。こういふように理解していいのでありますか。

○石田政府委員 御説の通りでござります。

○深澤委員 そいたしますとこの整理をする法律が出されましても、結局基準となるべき接收時の接收者の責任あるリストがないということになりますと、これははなはだ困難の状態に私はなると思うのですが、そいたしますと二十七年九月三十日までに報告をいたさなければ、結局そのあと分については政府が没収する、政府のものになるということになるのですか。

○石田政府委員 これは報告をとつてみないとどういうことになるかわからぬのであります。結局報告が出て来りましたときには、その報告が出て来たときの数量と、それから現物がありましたものと比べまして、そうして多いか少いかという問題になるのです。が、その場合に、どうも報告の方が多くて現物の方が少いといふ公算も相当大きいのではないか、さよう考え方からおるわけであります。いずれにいたしましても、その場合におけるところの措置といふのは、まだ実際の結果がわかつておらないのでござりますから、その措置につきましてはまた別に法務省を出しまして、そうして御審議を得た

上であるべきである。かように考え
ておる次第でございます。

○深澤委員 政府のどこの部内に、
臨時金屬数量報告会というものが存在
しておつたということが、先般の予算
委員会においてたしか答弁がなされて
いるのであります。この臨時金屬數
量報告会といふものは、これは大蔵省
の管轄に属するものであるか、これは
どういふものでありますか。

○石田政府委員 今のお話は、臨時
金屬等数量報告会だろうと思ひます
が、そいつたボツダム政令が出まし
て、そしてそれによつて報告を求め
たのであります。この報告を求める
ところの趣旨は、接收せられたものにつ
いて報告するのではなくして、接收さ
れてないものを報告しろ、こういうこ
とになつておるのであります。その
意図は、まだ接收未済のものがあれば
また接收しよう、そういう意図を多分
に含んだものでござります。

○深澤委員 そうしますと、新聞によ
りますと、接收をされておつた金の製
品等が、これはインゴットに轉直され
たといふ問題もありますし、また當時
の金庫を管理しておつたところのマー
レー大佐が、ダイヤの一部をアメリカ
に持ち去つて、それが發覚して有罪に
なつたといふような問題が新聞に報ぜ
られておるのであります。こういう
問題については、大蔵当局は何らか、
具体的の報告を受けておるのですか、
その点をひとつ伺いたい。

○石田政府委員 そういう具体的な報
告はわれ／＼は受けておりません。
○深澤委員 そういう事実があつたと
いうことは確認されておりますか。
○石田政府委員 確認といふことはい

たしてございません。ただそういうふ
うなことがあつたということを、新聞
等について知つておりますけれど
も、これはわれ／＼の方で当時聞きました
したけれども、明答が得られなかつた
のであります。

○深澤委員 大蔵当局が接收の具体的
な資料といふものがないということを
は、一体何に原因するかといふことを
考へておるかといふ問題であります
が、われ／＼は、具体的に報告をする
と、その接收管理の過程において、非
常にいろいろなトラブルがあつたとい
ふことを明確にされることが、非常に
困るといふようなことで、この接收の
具体的な資料を出さないんじやないか
と、いうぐあいに疑うわけであります
が、大蔵当局は、この具体的な資料の
出ない根本原因は一体どこにあるか、
こういう問題についてどういふ見解を
持つておられますか。

○石田政府委員 この根本原因は接收
という事実にあらうと思ひます。進駐
軍が貴金属を接收いたしたといふこと
につきましては、何らの法的措置を
日本政府に命ぜるでもなく、自分みず
から実力行為としてやつたわけであり
ます。そこに、要するに日本政府がタ
ッチせず、進駐軍独自の実力行為とし
てやつた、法的措置を何もなしにやつ
たといふことに根本原因があります。
私たちには決して持つておる資料を隠し
ておるとかなんとかいふことは毛頭ご
ざいません。

○深澤委員 われ／＼は大蔵当局が持
つておるもの不出さないといふが、
問題は、進駐軍が直接やろうとあ
るいは法律に基いてやろうとも、結局
をされたという報告がある程度来てい
ます。

国際間の関係といたしまして、国の重
要な財産である貴金属等を接收した場
合においては、当然具体的なリストを
添えて、接收を解除して引渡すべきで
あるというのが、國際信義の当然な行
為であると考えられるわけであります
が、それができないという原因が、單
に進駐軍が直接にやつたんだからとい
う理由では私は了解できません。従つて
この具体的な資料を出せないと、根
本原因を十分説明して行く必要があ
る。また日本政府としては国民に対する
責任から申しましても、その当時の
具体的な資料を占領軍に提出させまし
て、そして接收解除後の処理をス
ムーズにやる責任があると思うので
す。今後とも、これは單に大蔵事務當
局の問題ではないに、日本政府として
占領軍當局に対し、この具体的なリ
ストの提出を求める必要があるのでは
ないかと考えますが、大蔵事務當局と
してはどうぐあいにこれを考えら
れるか。

○石田政府委員 私たちの方としまし
ては、その実際的なものがほしいとい
うことは向うに申し入れたのですが、
向うは出せないと、いうことで、あれし
たわけです。なお報告をとつておりま
した結果、おそらくその受取りその他
が出て参ると思います。しかしそれを
確認するかしないかといふ場合
については、これはやはり米國側と相
当照会し合ひといふ問題が多々起つて
来るだらう、かように考えておりま
す。

○深澤委員 本会議の時間も近づいて
いるようになりますから、本日はこの
問題については大体その程度で私は打
切りまして、後日もつと具体的にお伺
いしたいと思います。

○佐久間委員長代理 次会は明二十三
日午後一時より開会することといたし
まして、本日はこれにて散会いたしま
す。

午後零時四十九分散会

昭和二十七年五月三十日印刷

昭和二十七年五月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所